

ID: 182

担当部署: まちづくり振興課

処分の概要	使用の許可		
例規名 根拠条項	村田商人やましょう記念館条例 第5条第1項		
例規番号	平成27年条例第8号		
<p>【基準】</p> <p>第5条及び暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例第3条の規定による。 (使用の許可)</p> <p>第5条 記念館を使用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないものとする。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(2) 施設又は設備をき損するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(3) その他管理運営上支障があると認めるとき。</p> <p>(使用等の制限)</p> <p>第3条 公の施設の使用等をする者は、暴力団の利益となる使用等をしてはならない。</p> <p>2 使用等許可権者は、公の施設の使用等の許可の申請があった場合において、当該申請に係る公の施設の使用等が前項の使用等に該当すると認めるときは、その許可をしてはならない。</p> <p>3 使用等許可権者は、公の施設の使用等の許可をした場合において、当該許可に係る公の施設の使用等が第1項の使用等に該当することが明らかになったときは、当該許可を取り消し、又は当該許可に係る公の施設の使用等の停止を命ずるものとする。この場合において、当該使用等をする者に損害が生じることがあっても、使用等許可権者はその責めを負わないものとする。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和3年4月2日	最終変更年月日	年 月 日